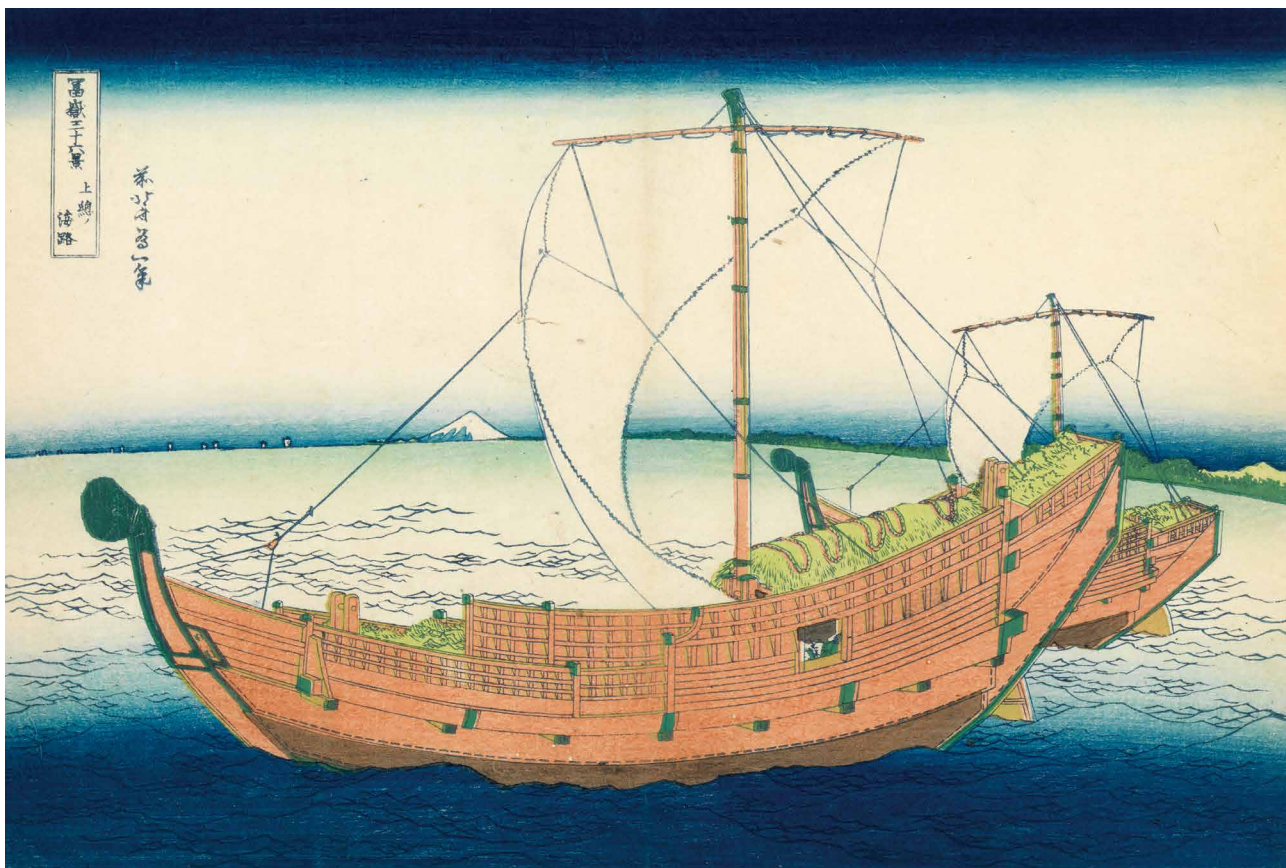


# 江東ひがし

- ◎令和6年度  
税制改正大綱…… 2、3
- ◎「第4回親睦  
ゴルフコンペ」開催… 4



すみだ北斎美術館蔵

(画像提供：すみだ北斎美術館/DNPartcom)

## 浮世絵

葛飾北斎

### 『上総ノ海路』(かずさのかいろう・かいじ)

この図は、葛飾北斎筆の名所絵(浮世絵風景画)『富嶽三十六景』のうちの1枚。天保元(5年(1830)~34年)頃の作品。

上総は、現在の千葉県中央部にあたり、東京湾側に限ると、北から千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市が該当する。画題の富士は遠景の水平線上にあり、富士の麓に伸びる陸地は富津岬と考えられ、江戸湾を間に挟んで遠く富士を望むこの雄大な眺望は、江戸との海運で賑わっていた木更津の沖合からの風景か。

江戸時代、江戸湾交通の花形となったのが「五大力船」と「押送船」で、真横から捉えた描写は、まるで界画(定規などを用いて線描きした絵)という趣で、細部もかなり正確に描かれている。北斎のスケッチ帳から生み出された一枚であろう。

二艘の船は、「近接拡大法」で描かれ、後ろの船は随分小さく見えるが、帆の張り方や船首の向きは、前面の船と同じである。

前面の帆と、帆柱先端と船首とを繋ぐ「笠緒」の間から、富士を見せる手法は河村岷雪の「百富士」からの援用と考えられている。水平線は僅かに弧を描き、左側に船の帆が十張り確認できる。

# 令和6年度 税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

## 法人には朗報！ 交際費から除外される飲食費等の金額が

### 5,000円から10,000円に倍増！

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

### 法人税関係

#### (1) 交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費等の損金不算入制度の適用開始については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費が適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

#### (2) 賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。①原則的なるルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けのルールの3階建ての構造になっています。①原則的なるルール  
税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に比べて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上昇させられます。

継続雇用者給与総額	3%以上
	4%以上
	5%以上
控除率	7%以上
	10%
	15%
	20%
教育訓練費10%超	25%
	上乗せ5%
女性活躍・子育て支援	上乗せ5%

※女性活躍支援は、プラチナなるほし、子育て支援は、プラチナくるみんが要件

②従業員数2,000人以下の法人向けルール  
青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なるルールの適用になります。

継続雇用者給与総額	3%以上
	4%以上
控除率	10%
	20%
教育訓練費10%超	上乗せ5%
女性活躍・子育て支援	上乗せ5%

※女性活躍支援は、えるぼし3段階目以上、子育て支援は、プラチナくるみんが要件  
③中小企業向け  
資本金1億円以下の中小企業向け

の措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	1.5%以上
	2.5%以上
控除率	15%
	30%
教育訓練費10%超	上乗せ5%
女性活躍・子育て支援	上乗せ5%

※女性活躍支援は、えるぼし2段階目以上、子育て支援は、くるみん認定が要件  
上記のグループごとと要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

#### (3) 戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月未までに認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

#### (4) イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス

又課税は特許権譲渡等の取引による所得つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。  
青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5) 法人が有する市場暗号資産の期末における評価  
法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法か②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

#### (6) 外形標準課税

外形標準課税の対象法人については、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えない場合とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

#### (7) 倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済に関する共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

### 相続税・贈与税関係

#### (1) 事業承継税制の改正



事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

**(2) 住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長**

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年1月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・ 断熱等性能等級4以上又は 一次エネルギー消費量等級4以上	・ 断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

**所得税関係**

**(1) 定額減税**

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合は適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額となります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

**(2) 適格ストックオプション税制の改正**

①適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしなければならぬとの要件が不要とされます。  
②年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。  
(イ)設立以後5年未満の株式会社は、付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円

円に引き上げられます。  
(ロ)設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。

③中小企業等経営強化施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。  
④権利者が予約券に捺印し、決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大株主等に該当しなかつたことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることとなります。

**(3) エンジェル税制の改正**

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

**(4) 住宅ローン減税の改正**

認定住宅等取得して令和6年中に居住の用に供した住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。  
①40歳未満の配偶者を有する者  
②40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

**(5) 既存住宅のリフォームに係る税額控除**

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月ま

で間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②洗面キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・弁壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。

**資産税関係**

**土地に係る固定資産税等の負担調整措置**

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

**消費税関係**

**(1) プラットフォーム課税の導入**

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用サービスの提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を受取るものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用サービスの提供について適用されます。

**(2) 国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し**

①特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。  
②新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。  
③特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が

が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

**(3) 国外事業者に対する簡易課税制度の見直し**

課税期間の初日においてPEEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

**(4) 高額特定資産の見直し**

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

**(5) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ**

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年の又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

**(6) 自動販売機特例の住所の記載**

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは：  
T-I-S 税理士法人  
税理士 飯田 聡 郎  
TEL 03-1536-3555  
FAX 03-1536-3544  
HP <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

# 第4回 法人会主催 親睦ゴルフコンペ開催

4月10日(水) 江東東法人会主催で、第4回「法人会親睦ゴルフコンペ」が開催された。



スタート前の集合写真

で、同ネットの場合はローハンデー・高年齢順で行い、ニアピン、ドラコン、その他のゲーム有で行われた。

さて、気になる結果は、優勝は松本光史さん(松本寝具株) ネット72・2、グロス95、2位吉田宏和さん(大同生命保険株) ネット73・0、グロス103、3位及びベスグロ賞は宮崎利恵子さん(株)宮崎商店 ネット74・6、グロス89である。

茨城県稲敷市にある「ザ・インペリアルカントリークラブ」が開催地。天気はゴルフ日和の晴天で、参加者20名は張り切ってスタートした。

第4回親睦ゴルフコンペへの参加者は、江東東法人会役員、法人会会員、江東東優法会、江東東間税会、税理士会、協力会社のゴルフ好きな会員の方々である。

競技方法は、新ペリア方式

全員に賞品が配られた。

この度の法人会親睦ゴルフコンペが今後も、参加者を増やし同じ江東東税務署管内にて事業を営む経営者等として更なる親睦を深め、スポーツを通じた会員交流会になるよう開催を続けていきたい。次の第5回ゴルフコンペ開催の際には、当会行事予定及びHP等でお知らせします。ゴルフの上手い下手関係なく、ご参加ください。

ニアピン賞は、松本喜美代さん(松本寝具株)、宮崎利恵子さん、加藤隆治さん(株)ガス研)、丸山高幹さん(有丸山防水工業)。ドラコン賞は、吉田宏和さん、加藤隆治さんが獲得した。

そのほか、大波賞、水平賞、猛打賞、当月賞、BB賞等が贈られた。

クラブハウスでの表彰式では、宮崎文幸さんと山下信也さんが司会進行をし、参加者



第2位の吉田氏(右側)



優勝の松本氏

# 第16回 健康ウォーキング 猿江恩賜公園から 浅草寺へのリバーウォーク



松山正光氏

4月6日(土)午前9時30分、当会会員と江東東税務署の皆様合わせて計36名が、猿江恩賜公園に集合し、公益事業委員会担当副会長、JWA公認指導士の松山正光氏の指導のもとストレッチを行った。



満開の桜と宴会用ブルーシートを眺めながら

今年、ちようど桜が満開のため、お花見宴会を始める方々を横目に、横十間川沿いを北上。途中、錦糸町駅方面へ左折して、大横川親水公園沿いを進む。「塩とたばこの博物館」が渋谷から移転して

おり、休憩を兼ねて見学。

その後、スカイツリーの横を通り過ぎ、お洒落なカフェやショップが川沿いのデッキに並ぶ「東京ミズマチ」や、間に流れる隅田川に架かる歩道橋「すみだリバーウォーク」を渡る。気が付けば段々と通路には人が溢れ、観光客と思われる外国人も増えてきた。混雑している浅草寺を避け、浅草小学校前の広場を今回のゴールとし、軽くストレッチを行い、終了となった。

解散後、各自浅草寺へ参拝し、食歩きをするなど疲れを忘れて楽しんだようだ。



猿江恩賜公園の時計塔前にて



連 載

支部長さんご推薦の店 ⑤

炭火焼 「ホルモンナカジはなれ」

南砂第3支部 石原支部長



石原支部長

南砂第3支部・石原支部長  
ご推薦の炭火焼「ホルモン  
ナカジはなれ」に訪問した。

お店は、メトロ東西線『南  
砂町』駅2a出口から徒歩8分  
の元八幡通り沿いにあり、平  
成26年に「ホルモンナカジ本  
店」、その2年後に今回取材の  
「ホルモンナカジはなれ」を本  
店の4軒隣にオープン。



はなれ入口 店内に入ると、  
サービス魂のスタッフがお出迎え



代表の中地さん(右)と、相棒の  
本店とはなれの東店長(左)

4名用テーブル6卓があり、  
集煙ダクトの下に炭火の七輪  
を置いて焼くスタイルだ。

代表の中地さんは、有名店  
「激旨ホルモン魂」で長年修行  
を積み、その経験とノウハウ  
を活かし独立。鮮度と国産に  
こだわり、他店にはない珍し  
い部位も多く揃えている。丁  
寧な下処理に妥協はなく「ホ  
ルモン通をうならせる名店」  
と言われ、お店は常に満席と  
なることが多い。

ナカジ名物は、何と言って  
も塩味が味噌味が選べる「厳  
選おまかせホルモン盛り合わせ

せ」だ!! また「岩ハラム」や

「厚切タン塩」は事前に予約が  
必要だが超絶品。「最高に美  
味しく食べて頂きたいから」  
と焼きに来てくれる。また自  
家製の付けダレも美味い! 更  
に自慢の「もつ煮込み」と「和  
牛スジ煮込み」、「キムチ」と

「ナムル」もおすすめの他、お  
得なガッツリ食べて飲み放題  
が付くコースもあり、家族連  
れや女子会にも人気だ。



じゅっつ! と焼かれるぶりっぶり  
っのホルモン(上) 小腸680円、  
(下) 丸小腸680円

ランチは、キムチやスープ  
の付いたお肉が選べる「焼肉  
定食」が1300円からあり、  
電話で注文できるテイクアウ  
ト「焼肉弁当」や、ご自宅で  
焼くだけの「おうちde焼肉」  
セットもある。

多くの方に味わっていただ  
きたいと令和2年には錦糸町



合盛1人前(写真)  
とりあえずは、これ!  
ナムル盛680円  
キムチ盛680円



何枚でもイケる!  
上質ラム肉  
赤身(左)イチボ1600円  
赤身(右)ラム1600円



※要予約  
あったらラッキー!  
超絶品♡  
厚切タン塩1980円



野菜もたっぷり入った  
中地さん自慢の  
特製もつ煮込み550円  
自動販売機でも購入可

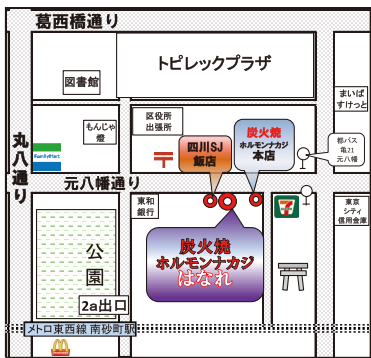
店もオープン。また令和5年  
には「はなれ」の隣に本格四  
川料理「四川S.J.飯店」をオ  
ープンするなど物凄い勢いの  
ある中地さんだ。

中地さんは「皆様にご好評  
をいただいて感謝しておりま  
す。お越しいただく際はスム  
ーズにご案内出来ますように  
事前にお電話を頂きますと助  
かります。今後もホルモン一  
筋に皆様に愛されるよう頑張  
ります!!」とのこと。



特製レモンサワー  
手作りレモンシロップ

住所: 南砂7-6-16 金森ビル1F  
電話: 03-6666-0165  
ランチ: 月・火・木・金 12時~14時  
ディナー: 月・金 17時~24時  
土曜12時~24時  
日曜・祝日12時~23時  
定休日: 不定休



税務署からのお知らせ

定額減税の方法について、動画でご確認いただけます！（国税庁HP）

[ホーム](#) / [利用者別に調べる](#) / [源泉徴収義務者の方](#) / 定額減税に係る源泉徴収事務（動画）

## 定額減税に係る源泉徴収事務（動画）

こちらの動画では、令和6年分所得税の「定額減税に係る源泉徴収事務」について、その概要と給与の支払者の皆様に行っていただく手続について説明します。

動画をクリックすると、YouTube「国税庁動画チャンネル」（外部サイト）へリンクし、別ウィンドウが開きます。

なお、この動画は「令和6年度税制改正の大綱」及び「令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について」に沿って作成したものであり、令和6年1月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

令和6年分所得税の  
定額減税に係る源泉徴収事務

[令和6年分所得税の定額減税に係る源泉徴収事務（全編一括再生）](#)  
(28:52)

令和6年分所得税の定額減税に係る源泉徴収事務について説明します。

項目ごとにご覧になる場合は、以下の動画をクリックしてください。

定額減税の概要

[定額減税の概要](#)

(02:50)

定額減税制度の概要について説明します。

月次減税事務

[月次減税事務](#)

(16:38)

月次減税事務について説明します。

年調減税事務

[年調減税事務](#)

(07:54)

年調減税事務について説明します。

定額減税特設サイト  
チャットボット（ふたば）のご案内

[定額減税特設サイト・チャットボット（ふたば）のご案内](#)

(0:52)

定額減税特設サイト及びチャットボット（ふたば）について説明します。



### 定額減税説明会

江東東税務署と江東東法人会共催による定額減税説明会が、去る4月2日(火)午前と午後の2回、カメラアプラザに於いて開催された。

説明会では、講師の江東東税務署法人課税第1部門高田上席が「定額減税の概要」「給与支払者の事務のあらまし」「月次減税事務の手順」「年調減税事務の手順」「源泉徴収票への表示」などを説明された。定額減税説明会の申込は、事前申込が必要で、国税庁LINE公式アカウントから申込みか、参加を希望する説明会会場の担当税務署の源泉所得税担当にお電話ください。



定額減税のDVDを視聴

### 部会総会のご案内

税務研究部会第53回通常総会が4月26日(火)に開催されました。令和5年度事業報告、決算報告、令和6年度事業計画(案)、収支予算(案)を精査いただき、議案にご承認をいただきました。講演会では、江東東税務署法人課税第1部門奥村統括官を講師にお招きし「国税庁の使命」についてご講演をいただきました。

各部会の総会は次のとおり開催予定となっております。詳細につきましては、各部会総会ご案内書、もしくは事務局までご確認ください。

- ◎源泉部会第50回通常総会  
および創立記念式典  
開催日時 5月17日(金)  
午後3時30分～
- ◎青年部会第53回通常総会  
開催日時 5月24日(金)  
午後4時～
- ◎女性部会第57回通常総会  
開催日時 5月15日(水)  
午後2時～

### 第13回 通常総会のご案内

開催日 6月6日(木)  
会場：アンフェリシオン

第1部 記念講演会(午後3時30分～)  
講師：プロ野球解説者 堀内 恒夫 氏  
演題：「私の野球人生」

第2部 第13回通常総会(午後4時45分～)  
第1号議案 令和5年度事業報告承認の件  
第2号議案 令和5年度決算報告承認の件  
報告事項1 令和6年度事業計画  
報告事項2 令和6年度収支予算

第3部 懇談会(午後5時55分～同7時30分)  
会費：5000円(懇談会参加者のみ)

【お願い】ご出欠に関わらず、同封の委任状ハガキにて日付、ご署名、ご捺印の上、ご投函願います。

### 決算法人説明会

江東東税務署と江東東法人会共催による決算法人説明会が、去る3月13日(水)午前と午後の2回、カメラアプラザに於いて開催された。

説明会では、講師の江東東税務署法人課税第1部門大久保上席が「改正事項」や「決算の注意点」などを説明された。

また令和6年分所得税の定額減税について、源泉徴収



多くの方にご参加をいただいた

務者が早期に準備に着手できるように4月と5月の計10回の説明会を行うこと。また、国税庁HPでも「定額減税 特設サイト」にて情報を入手・閲覧できると説明された。



▼紫式部が取り上げられている本年。そんな折、思い出すのは同じ

平安時代に活躍した清少納言の枕草子です。学生時代に暗記した、「春はあけぼの・・・」からはじまる随筆ですが、昨今の異常気象の環境下では趣も変わりつつあります。

「夏は夜 月の頃はさらなり」いや、昨年などは熱帯夜の連続記録が更新されるなど夜でも蒸し暑く、夕涼みや打ち水などとは、すっかり縁遠くなつてしまいました。

▼また、暗記と言えば、イイクニ作ろう鎌倉幕府と覚えた世代ですが、今ではイイハコ1185に変わっていると子供に笑われてしまいました。

▼文明の発達や技術の進化により、様々な検証がされ解明されていくのも素晴らしいことですが、時には、いにしえに思いを馳せての時代考察もまたとても興味深いものです。これぞまさに「いとをかし」ですね。

(KOMA)

# 都税だより

## e-ページ

5月は自動車税種別割の納期

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に登録されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

令和6年度の自動車税(種別割)納税通知書は、5月1日(水曜日)に発送します。

5月31日(金曜日)までにお納めください。

ご納税は、キャッシュレス納税が大変便利です。



「定額減税特設サイト」が開設されました!

令和6年3月28日に、令和6年度税制改正関連法が成立しました。

この「定額減税特設サイト」には、①制度の概要 ②パンフレット・Q&A ③様式・記載例 ④給与支払者向け説明会 ⑤定額減税に関する動画等が掲載されています。

また、定額減税に関するご相談・お問い合わせ窓口として「給与支払者向け所得税定額減税コールセンター」も開設されています。

0570-0214562

受付時間 9時〜17時(土日祝除く、全国一律の料金)

同コールセンターでは、説明会の申込みを受け付けていませんのでご注意ください。

参加を希望する説明会会場の担当税務署にお電話ください。

詳しくは、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご覧ください。

## 行事予定

### 5月

9日(木)	定額減税説明会	午前の部 午後の部	午前 10時 午後 1時30分	法人会館 〃
11日(土)	第47回社会貢献活動「まちをきれいに」		午前 9時30分	砂町地区
13日(月)	青年部会 企業見学研修会 北砂第2、3、4支部合同研修会		正 午 午後 6時	JFEスチール株式会社 砂町文化センター
15日(水)	無料記帳指導・税務相談 女性部会 第57回 通常総会		午前 10時 午後 2時	法人会館 法人会館
17日(金)	源泉部会 第50回 通常総会・創立50周年記念式典		午後 3時30分	法人会館
21日(火)	定額減税説明会	午前の部 午後の部	午前 10時 午後 1時30分	法人会館 〃
22日(水)	新設法人説明会		午後 2時30分	法人会館
24日(金)	青年部会 第53回 通常総会		午後 4時	法人会館

### 6月

6日(木)	第13回通常総会 第1部 記念講演会 講師：堀内恒夫 氏 第2部 通常総会 第3部 懇談会		午後 3時30分 午後 4時45分 午後 5時55分	アンフェリション 〃 〃
13日(木)	無料記帳指導・税務相談		午前 10時	法人会館
19日(水)	決算法人説明会		午後 2時	法人会館
21日(金)	源泉部会・税務研究部会合同研修会 内容 「令和6年度 税制改正」「ふるさと納税」 講師 江東東税務署 担当官		午後 3時30分	法人会館

### 7月

9日(火)	無料記帳指導・税務相談		午前 10時	法人会館
24日(水)又は26日(金)	理事・監事・委員会・部会合同役員会		午後 5時	亀戸天神社

◎内容・講師が未定となっている各部会の研修会等は、決まり次第ホームページに掲載いたします。  
◎各種研修会・説明会には、当会に入会されていない法人および一般の方の参加も可能です。お問い合わせは事務局まで。  
☎03-3684-2303

管内法人数 4,200社 法人会員数 1,294社 加入率 30.81% (令和6年3月31日現在)

バックナンバーはホームページをご覧ください。 <http://www.koto-higashi-h.or.jp/>